

～一時保育をご利用の皆さんへ～

1 一時保育事業の概要

一週間のうち何日かお仕事に出たいとき、お子さんの学校行事、通院、お葬式、出産等の緊急時に保育園に通っていない3ヶ月以上のお子さんを、阿香月保育園で一時的にお預かりしています。詳しくは、保育園または、宇佐市役所子育て支援課にご相談ください。

- ①宇佐市内在住に限らず利用できます。
- ②一時保育の使用料は、利用した時に徴収します。



2 利用について

(1) ※申込みの方法

- ①利用する保育園または、市役所子育て支援課で一時保育利用者情報登録をしてください。
- ②利用の予約は利用する日の1ヶ月前からできますが、ご利用いただく日の3日前までに予約をしてください。
(市外在住の方の予約は2週間前からです。)
- ③緊急に利用したい場合は、電話などで利用保育園に確認をしてください。
- ④はじめて利用される際に、一時保育家庭調査票に記入し保育園に提出していただきます。



(2) ※対象児童

- ①満3ヶ月以上から就学前児童
- ②児童の健康状態により、保育をお断りする場合があります。
(発熱・伝染性疾患・強度の食物アレルギー)
- ③食物アレルギーのお子さんについては、食事の提供ができませんのでお家から食事・おやつ等をご持参ください。
- ④利用前に登園許可が必要な感染症にかかっていた場合は、登園許可書が必要になる場合があります。保育園や医師にご相談ください。
(水痘・流行性耳下腺炎・インフルエンザ・溶連菌感染症等)

(3) ※保育時間

◇8時～5時のうち8時間まで

◇保育時間は守ってください。午前8時以前、午後5時以降の時間はお預かりできません。

①行事など保育園の事情でお預かりできない日があります。

(入園式・遠足・運動会・発表会・卒園式等)

②保護者以外の方に送迎をお願いする場合は、送迎する人について保育園にご連絡ください。



3 利用の要件

	利用回数/月 ※1	必要書類など ※2	要件及び期間
保護者の用事など	5回以内	不要	
傷病・入院	14回以内	病気等証明書等	医師から月6日以上通院・入院が必要であると診断された期間。
出産	14回以内	母子健康手帳等	出産予定日の前8週の属する月の初日から産後8週が経過した日の属する月の月末までの期間
短時間就労	14回以内	就労証明書	月6日以上就労をする期間

4 利用料金の補助



大分にこにこ保育支援事業

多子世帯の利用料負担軽減を図るため、対象の児童には利用料の補助があります。

宇佐市に住民票のある3歳未満の第3子以降 全額補助

利用料無料

宇佐市に住民票のある3歳未満の第2子 半額補助

利用料1日900円(半日450円)